

病床機能再編支援事業について

1 協議事項

大津赤十字病院から病床機能再編支援事業給付金（単独支援給付金）の支給を希望する病床機能再編計画の提出があったため、当該計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組と認められるかどうか、協議いただきたい。

2 対象医療機関

大津赤十字病院（事業計画書は別紙のとおり）

3 大津圏域における状況について

令和 7 年 2 月 19 日、令和 6 年度第 1 回大津圏域地域医療調整会議にて合意が得られている。

[大津圏域および県の病床機能別病床数]

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
大津圏域	必要病床数 (地域医療構想)	470	1,161	961	645	3,237
	R 5 病床機能報告	968	918	481	559	2,926
	過不足	498	-243	-480	-86	-311
		255		-480	-86	-311
滋賀県	必要病床数 (地域医療構想)	1,277	3,871	3,579	2,592	11,319
	R 5 病床機能報告	1,802	5,169	1,935	2,644	11,550
	過不足	525	1,298	-1,644	52	231

4 地域医療構想との整合性について

県全体では回復期を除く病床が過剰となっており、削減が求められていること、大津圏域においては、高度急性期が過剰であり、急性期・高度急性期を合わせた病床数は過剰となっていることから、本計画は地域医療構想との整合性があり、給付金の支給対象となるものとする。

[参考]

本計画は令和 2 年 4 月 1 日時点の病床数を基準に、令和 2 年度に 66 床と令和 7 年度に 63 床の計 129 床を削減する計画である。令和 2 年度時点では本事業の対象とならず、追加の削減計画により対象となることが判明したもの。

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業の実施に関する Q&A (抜粋)

Q14：内示までに病床数の減少が完了してしまった又は病床数の減少の途中である医療機関は支給の対象外でしょうか。

A14：原則として、病床数の減少に着手する前に単独病床機能再編計画を作成の上、地域医療構想調整会議及び医療審議会において議論いただく必要があります。なお、病床数の減少に着手した後又は完了した場合であっても、その時点で本事業の対象となることが判明した等の特段の事業がある場合には、地域医療構想調整会議及び都道府県医療審議会に諮ったうえで認められた場合に限り対象となります。(以下省略)